

「香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」 の施行について

1 条例制定の経緯

香取市では、従前は面積区分に応じて香取市の条例、千葉県条例それぞれにおいて対応してきました。しかしながら、改良土（再生土）による埋立てが平成26年頃から始まり、その件数は50件を超えている状況です。市民からはこれらによる土壌の安全性、排水、道路の破損等さまざまな問題や不安が寄せられていることから、改良土（再生土）



の使用の禁止など、既に独自規制を制定している周辺自治体と規制レベルを合わせることを目的に、令和4年11月に新条例「香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を制定し、令和5年1月1日から施行しています。

2 新条例の主な内容

項目	新条例	旧条例
改良土（再生土）の埋立て	禁止	県条例で対応
事前協議	必要	不要
周辺同意		
範囲	500m	200m
割合	10分の8以上	4分の3以上
対象	世帯・事務所・店舗	世帯
自治会	必要	不要
面積	500㎡以上	500㎡～ 3,000㎡未満
事業期間	3年以内	1年以内

(裏面へ)

土地を所有されている皆様へ

《注意》あなたの土地が狙われています！！

～廃棄物の不法投棄・残土等の無許可埋立て～

「一時的に土地を資材置き場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと話をもちかけられ、安易に同意してしまった結果、大量の廃棄物を堆積されたり、違法な埋立てをされる事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともありますので、トラブルにまきこまれないようにしましょう。

事例

◇悪質な事業者は、金銭や甘い言葉（うまい話）で土地利用の同意を得ようとしています。

- ・この開発行為（埋立て）は、市も認めている事業だから、乗り遅れると損をする。
- ・他の地権者は同意している。同意していないのはあなただけ・・・
- ・直ぐにでも同意しないと他の地権者に迷惑がかかるなどと、不安をあおる。

同意した結果

- 資材置き場に使うと言われ土地を貸したら、大量の廃棄物を搬入された。
- 埋立てに同意したら、計画以上の残土で山にされた。
- 事業者が行方不明となり、撤去等の対応を行うこととなった。

防止策

- うまい話があっても、安易に口頭で了承しない。安易に土地を売らない。貸さない。安易に書類に判を押さない。金銭を受け取らない。
- 自分だけで判断しない。家族や周りに相談する。
- 道路から奥まった土地や人目に付きにくい土地は、定期的に草刈りや清掃を行う。
- バリケードや柵を設置することで侵入防止を図る。
- 管理されている土地であることをアピールする。

問合せ 香取市役所 環境安全課

☎0478-50-1248

産廃残土県民ダイヤル（残土110番）

☎043-223-3801（24時間対応）